

■令和5・6・7年度四万十市立東山小学校校舎改築工事(機械設備工事) 第3回設計変更理由書

費目			工種	変更理由	備考
1-1	B-1 C-1	衛生器具設備 工事		・カウンター洗面器 ・自動水栓 (2階南WC、2階東WC) ・意匠性の良いアンダーカウンター式洗面器を選定していたが、建築工事の曲面カウンターに洗面器取付必要部材の金具(ブラケット)が取付困難となったため、ブラケットが不要(カウンター穴上から固定)となるベッセル式洗面器に変更した。洗面器上端高さが高くなったため、吐水口高さが対応する自動水栓に変更した。	
1-2	C-1	衛生器具設備 工事		・カウンター洗面器 (1階職員WC) ・意匠性の良いアンダーカウンター式洗面器を選定していたが、カウンターを未計上だったため、カウンター一体型に変更とした。	
2	B-1 C-1	衛生器具設備 工事		・全身鏡 ・化粧鏡 ・丸型化粧鏡 ・壁面が曲面等取付困難な箇所となっていたこと、また使い勝手が悪い箇所であったため、取付可能な配置に変更及び取りやめとした。(全身鏡、化粧鏡) ・化粧鏡(角)を意匠性の高い丸型に変更した。(丸型化粧鏡)	
3	A-1 B-1 C-1 D-1	衛生器具設備 工事		・厨房用自在水栓 ・厨房用横型自在水栓 ・器具吐水口口径が必要以上に大きいものを選定していたため、通常口径のサイズに変更した。 ・流し台面台高さが低く、吐水口空間寸法基準高さに満たすことができないため、基準高さを満たす器具に変更した。	
4	C-1	衛生器具設備 工事		・腰掛便器 ・外部WCの大便器排水管が地中梁にかかり配管不可能であったため、壁排水器具に変更した。 ・外部WCの支給品大便器は東WCに変更した。	
5	A-3 B-3 C-3	排水設備工事		・流しトラップ ・排水金具取付 ・流し台排水金具を見込んでいなかったため。	
6	C-7	空調設備工事		・パッケージエアコン(ACP-1) ・パッケージエアコン(ACP-2) ・パッケージエアコン 内外セット据付費 ・デジタルコンテンツルームの壁掛パッケージエアコン(ACP-1)の冷媒管について、特別活動室収納の隅に立下げ管を見込んでいたが地中梁と干渉するため、PSでの立ち下げとした。最寄のPSまで壁掛エアコンから自然勾配の配管では露出配管となってしまうため、ドレンアップが必要となった。よってドレンアップ機能標準内蔵の天カセエアコン1方向に変更する。	
7	C-8	換気設備工事		・天井扇 (FE-1) ・換気扇 (FE-10) ・天井埋込換気扇据付費 ・中間ファン据付費 ・シャワー室に天井換気扇取付スペースがないため、中間ダクトファンに変更した。	

■令和5・6・7年度四万十市立東山小学校校舎改築工事(機械設備工事) 第3回設計変更理由書						
費目			工種		変更理由	備考
8	D-1	給水設備工事		・ポリエチレンパイプ 二層管 50A	・浄化槽排水放流先である河川において、住民から臭気が上がるとの指摘があった。過去にも同様の状況があり、当時は河川の擁壁に民家のない場所まで沿わせて設置した排水管に、学校からの排水管を接続していたとのこと。 このため今回、浄化槽からの排水については、350A排水管の内部に50Aのポリエチレンパイプ二層管を別途コロガシ設置し、これにより排水を行うこととする。なお、擁壁の排水管との接続については、工事完了後の臭気の状態を確認した上で、接続の可否を決定する（別途工事）ものとする。	
9	D-2	屋外排水設備工事		・硬質塩化ビニル管 (VP) ・塩化ビニル製インバート桝 ・ビニマス用蓋	・グラウンド内プール排水既存埋設管が、バックネット基礎設置工事(建築工事)と干渉するため、迂回配管を追加する。	
10	A-6 B-6 C-6	消火設備工事		・消火器 ・消火器置台	廊下の端に置型スタンドで見込んでいたが、露出設置ではつまずきや児童のいたずら等の可能性があるため、建築工事により埋込ボックスに変更した。消火器配置は各部分からの歩行距離による基準があり、埋込ボックス取付箇所との取合により、配置変更する。	
11	D-5	消火設備工事		・消火器 ・消火器格納箱 ・同上設置費	・現場精査により、キュービクル廻り、ガスボンベ庫廻り、発電機廻りの消火器及び消火器格納箱の計上が必要であると判明したため。	
12	D-6	撤去移設工事		・オイルサービスタンク塗装	・既存オイルサービスタンクのさびが顕著であったため。	
13	D-2	屋外排水設備工事		・排水金具 ・排水金具取付	・中庭側溝接続配管が側溝底に接続困難で側溝の側面接続としたため、排水金物が不要となった。	
14	D-3 D-6	屋外排水設備工事		・金属くず ・取壊発生材運搬(タンク 2t積)	・産業廃棄物管理票により数量を精算。(D-3浄化槽設備工事分) ・D-6撤去移設工事分が浄化槽設備工事撤去と重複していたため数量0とした。	
15	D-6	屋外排水設備工事		・クリストラップ マンホール高さ調整 ・マンホール高さ調整 ・防護ハット 高さ調整 ・空調室外機取り外し	・地盤レベル調整により既存マンホール等高さ調整が必要となったため。 ・スクールミールの既存室外機が舗装工事の支障となるため、一時取り外しが必要となったため。	

令和5・6・7年度四万十市立東山小学校校舎改築工事(機械設備工事) 第3回設計変更理由書

[illegible]